

国会議事録を本気で読んでみた。

その2

2014年5月28日 衆議院予算委員会

■はじめに

2014年5月15日安保法制懇からの報告書を受け、安倍首相が記者会見を開きました。
そして、与党での憲法解釈変更の検討が始まりました。

5月15日以降の国会で、どのような議論がおこなわれたのか？

国会議事録から読み取っておこうと始めたシリーズの2回目

1回目は5月29日の参議院外交防衛委員会

http://www.slideshare.net/brownmorning/ss-36432124?qid=f2efa5ae-2378-4fea-898b-7d0d62f75ed7&v=default&b=&from_search=1

実は日程的には今回の衆議院予算委員会の方が先です。

今回も

- ・安倍首相と野党議員との議論のみ
- ・集団的自衛権の議論のみ

に絞ってまとめます。

前回は字が小さすぎたので少し大きめにしました。

■凡例

議論を私が勝手にグループ分けしてこのようなタイトルをつけてます

青地は質問者の発言等

黄色の文字は発言を私が要約・箇条書きしたものです。

「かぎかっこに挟まれた白抜き字部分は発言をそのまま引用しています」

オレンジ地は安倍首相の発言等

黒色の文字は発言を私が要約・箇条書きしたものです。

「かぎかっこに挟まれた白抜き字部分は発言をそのまま引用しています」

▶結局どういうこと？

各グループ分けした議論の最後で、結局この議論はなんだったのか？

を私が独断でまとめています。さらに私の感想なども混じってます。

■注意事項

- ・白抜き文字で引用した部分以外は私が要約したものです。

実際の発言は議事録をご覧ください。

国立国会図書館 国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp>

■作成者について

こんなHPを運用中

茶色の朝を迎えないために <http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/index.html>

blog版 <http://brownmorning.blog.fc2.com>

質問者

中谷元氏（自民党）

遠山清彦氏（公明党）

岡田克也氏（民主党）

- ・ 5月15日会見の事例（米国船に乗った日本人を守れない）について
- ・ 憲法の平和主義との関係
- ・ 抑止力
- ・ 集団的自衛権行使の濫用
- ・ 集団的自衛権行使の限定

大串博志氏（民主党）

- ・ 憲法解釈

長妻昭氏（民主党）

- ・ 自衛権発動の三要件
- ・ なぜ憲法改正しない？

小沢鋭仁氏（日本維新の会）

- ・ 国際情勢の認識
- ・ 「憲法解釈の適正化」
- ・ 限定容認論
- ・ 武力行使との一体化論

中丸啓氏（日本維新の会）

山田宏氏（日本維新の会）

村岡敏英氏（日本維新の会）

浅尾慶一郎氏（みんなの党）

- ・ 抑止力

江田憲司氏（結いの党）

- ・ これまでの解釈
- ・ 限定容認
- ・ 事例

志位和夫氏（日本共産党）

- ・ 自衛隊派兵時の歯止め

鈴木克昌氏（生活の党）

5月15日会見の事例（米国船に乗った日本人を守れない）について

民主党 岡田克也氏

5月15日会見での事例

紛争地から脱出する日本人が乗っている米国の船を日本の自衛隊は守ることができない

「日本人を乗せた米国艦船以外の、もちろん日本でもない、第三国の艦船については、日本は守らなくていいんでしょうか。」

安倍総理

会見では「米国の艦船」と表現

米国が用船をおこなって、船籍が他国という場合はあり得る

▶この場合も日本に対する攻撃が起こっていないならば守ることはできない

岡田氏の質問はこれが「他国の船」だったら？というものだが、これに対しては

「これは状況等によるわけでございます、まさにこれは、安保法制懇により出された報告書において我が国の安全に大きな影響がある場合かどうか、それは個々のケースにおいて判断すべきことであろう、こう思うわけでありませう」

大切なのは

米国の艦船、米国の船に邦人が乗っていても、その船に対する攻撃から守れないという事実
それ以外の様々なケースは与党において協議して欲しい

民主党 岡田克也氏

「よく説明がわからないわけではありますが」

具体例：朝鮮半島有事

韓国には少なくとも3万人の日本人がいる

この日本人を日本に無事に運ぶ責任が日本政府にはある。

▶輸送には民間の航空機や船舶も使うことになる

▶第三国の船舶や航空機でも活用できるなら活用しなければならない

「今の総理の御説明だと、それが米国の艦船なら自衛隊は集団的自衛権の発動で守るけれども、ほかの艦船は守れないと。それで本当に日本人を守ったことになるんですか」

安倍総理

「私の説明をよく聞いていただきたいと思います。」

用船して外国の船（米国船籍ではない）を雇うこともある

「つまり、さまざまな事態に対応しなければならないということでもあります。」

米国は朝鮮半島有事の際に、当然、邦人輸送には協力してくれる

用船計画をして他国の船ということも当然ありうる

「そうしたことも踏まえて、安保法制懇で検討をしていこうということでもあります。」

いずれにせよ、私たちは、日本人の命を守り、平和な暮らしを守っていくという大きな責任の中において、こうした事態に対応していく責任がある、このように考えているところでございます。」

民主党 岡田克也氏

「議論がかみ合っていないんですが、私はアメリカが用船した船のことを言っているんじゃないんです。」

米国の艦船に乗っている日本人→集団的自衛権で対処

米国以外の船に乗っている日本人→対応できない

となっている。ならばむしろ

日本人が乗っている船舶を国籍のいかんに関わらず守れるような仕組みを作るべきでは？

「総理は、集団的自衛権の具体的事例をつくるのに、余りにもそこに熱心で、本当に日本人を守らなきゃいけないかどうかという視点が私は欠落しているんじゃないかと言っているわけです」

安倍総理

「申しわけないんですけれども、全く岡田委員は先ほどの私の答弁を理解しておられないと思いますね。まず正確に、私が申し上げたことを聞いてくださいよ、最初から決めつけないで。」

わかりやすい例として米国の例をあげた。

米国の艦船、米軍の用船（＝米国以外の船）、様々なケースがある

「それも含めてさまざまなケースがあるから、それを検討していただくというふうに申し上げたわけでありまして、私は一言も、米国の船以外はだめだと言ったことはございません。」

安倍総理

「米国のみが集団的自衛権の対象になるわけではありません。」

「どこの国の船であれ、いわば避難をしてくる邦人について、私たちはその命を守る責任を負っているわけでありまして、それは当然のことです。その中において、果たして何をなすべきかということを検討すべきだということをお願いしているわけでありまして」

民主党 岡田克也氏

「全くわからないわけですね。」

米国の船、米国の用船した船→集団的自衛権を行使して日本は武力行使できる
ではなぜ

第三国（＝相手の侵略国が全く武力行使していない）の船に集団的自衛権が行使できるのか？

安倍総理

機雷の例：

ホルムズ海峡での機雷敷設・排除はいずれも「武力の行使」にあたる

日本に入ってくる石油の95%は外国船籍の船による

これら外国船籍の船を守る行為（機雷排除）は「武力の行使」にあたる

▶これは個別的自衛権ではない

「それと全く同じであります。今まさに私が申し上げていることはそのことでありまして、なぜそのことが御理解いただけないのか、私は全く理解できないわけでございます。」

安倍総理

「この事態にどう対処すべきか法的基盤を構築していくべきではないかというのが私たちの問題意識であるということでございます。」

民主党 岡田克也氏

「全くお答えいただいていないんですけれども。」

例：朝鮮半島有事

アメリカは韓国と一緒に戦闘行動に入っている

▶アメリカの船舶（あるいは用船）に対して日本の集団的自衛権は行使できる一方

北朝鮮との間に戦闘行為が起こっていない第三国（＝武力行使がない）

▶このときどういう理由で日本の集団的自衛権の行使ができるのか？

安倍総理

アメリカは1つの例として挙げただけ

それ以外の国々については集団的自衛権であるかないかを問わず議論すべき

→与党・内閣法制局で議論

「邦人の安全な退避について何をなすべきか、それをてこに集団的自衛権をこじあげようということではなくて、その中に集団的自衛権の行使に当たる、今、米艦が対象になればそうなるということについては、岡田委員はそういう趣旨の発言をされたわけではありますが、つまり、それであれば、それは行わなくていいのかということは申し上げておきたいと思います。」

▶ 結局どうということ？

安倍首相が会見で示したパネルで

「アメリカの船で逃げている日本人を救えなくていいのか？」という例についてです。

岡田氏は仮に集団的自衛権行使を認めたとしても

例えば朝鮮半島有事の場合

①アメリカ = 韓国と一緒に北朝鮮と戦闘状態に入っている

→アメリカの船を守るのは集団的自衛権行使

②第三国 = 北朝鮮と戦闘状態に入っているわけではない

→集団的自衛権行使はできない

という指摘をして、

むしろどんな国の船でも日本人を守れる法制度を検討すべきでは？と言っています。

それに対して、安倍首相は

- ・ ①②のいずれも個別的自衛権では守れない
- ・ とりあえず①は集団的自衛権でできるでしょ？
- ・ ②は検討している

と言っているわけです。

集団的自衛権ありきで、

とにかく集団的自衛権が使える例を探し出してきました、という態度が見え見えます。

憲法の平和主義との関係

民主党 岡田克也氏

日本国憲法の「平和主義」

- ・ 過去に自衛の戦争という名目で侵略戦争を行ってしまったことの反省に基づく
- ・ 海外における武力行使については抑制的に考える

「総理の考える、守り抜いていかなければいけない平和主義というのは一体何ですか。」

安倍総理

70年間「平和主義」のもとに平和国家として歩んできた

「我々は決してこの道から外れることはありませんし、今後も、これからもこの道を歩いていくわけであります。」

「平和国家としての歩み」

= 平和な地域、平和な世界をつくっていくための最大限の貢献をしていく

= 武力行使、武力での威嚇あるいは実力を背景に現状変更しようとする試みはおこなわない

「日本はそういう行動をとってきたと私は自負をしているところでございます。」

民主党 岡田克也氏

総理は会見で記者の質問に対して「自衛隊が武力行使を目的として他国での戦闘に参加するようになることは、これからも決してありません。」と言った

「そうすると、公海上での戦闘に参加するということはあるというふうに総理はお考えなんですか。」

安倍総理

「いずれにせよ、武力攻撃を目的として戦闘に参加をすることはないということになるわけがあります。」

民主党 岡田克也氏

集団的自衛権の定義

『みずからは攻撃を受けていないにもかかわらず、みずからと密接な関係にある国が武力行使を受けたときに、それをともに実力をもって阻止する権利』

→武力行使を含む概念

「集団的自衛権を認めるということは、それは武力行使も含めてやるということじゃないんですか。」

安倍総理

『集団安全保障』において武力行使を目的として戦闘に参加する

→安保法制懇の芦田修正論の上にこの論理が可能

▶この考え方は採用しない

「イラク戦争あるいは湾岸戦争のような、ああした形、ああしたものに、我々が武力行使を目的として戦闘に参加することはないということを申し上げた」

民主党 岡田克也氏

会見において記者は『集団安全保障』について聞いたわけではない

「今の総理のお答えは、集団安全保障の中では武力行使はしませんけれども、それ以外の、つまり、集団的自衛権のときには武力行使はあるというふうに私はお聞きしたんですが、そういうことですね。」

安倍総理

他国の紛争を逃れてくる邦人を輸送する米国の船に攻撃があったとき

「公海上において、その邦人を守る上において、自衛隊が武器の行使をするということは当然あり得るかどうかということについても検討をしていただくということになると思います。」

民主党 岡田克也氏

「そうすると、この記者の質問に対する答えとしては、これは適切ではなかったと。」

「武力行使をすることは決してありませんというのは、それは集団的自衛権に関しては当たらないということをもう一回確認しておきますが、よろしいですね。」

安倍総理

「記者の想定は、まさにイラク戦争とかあるいは湾岸戦争とか、そういう戦いにおいて、事実上それを想起した中において、イメージする中においての質問でありますから、そうしたものについては行わないということを明確にお答えをしたとおり」

「一方、いわば自衛権の中においては、我が国あるいは我が国に密接にかかわることについては、まさに、当然これは検討するということが既に申し上げている」

▶ 結局どういうこと？

「平和主義」は今まで通り。っと”言うだけ”。

『集団安全保障』で武力行使はしない

『集団的自衛権』で武力行使するかどうか検討中

抑止力

民主党 岡田克也氏

集団的自衛権の行使パターン

- ①ある国がアメリカに対して攻撃をして、それに対して日本が集団的自衛権を行使する
- ②ある国がアメリカ以外の第三国に攻撃を加えて、その国が自衛権を行使する、そのときに日本が集団的自衛権を行使する
- ③ある国が攻撃を受けたときにアメリカが集団的自衛権を行使する、そのときに日本が集団的自衛権を行使する

「アメリカ以外の国に対する集団的自衛権の行使というのにはあり得るというふうに総理はお考えなんですか。」

安倍総理

「いずれにせよ、今まさに、自民党、公明党、与党において、この報告書の中身が議論されているということでございます。それを受けて、我々は、法制局を中心に検討を進めていきたいと考えております。」

民主党 岡田克也氏

総理の集団的自衛権行使を認めねばならない理由に「抑止力が高まる」というのがある
パターン①ならわかるが、②のような場合

「アメリカが関係ないケースで、日本に対する、日本の抑止力が高まるというのは、具体的に
どういうことを考えておられるのか」

安倍総理

日米同盟＝日本の外交・安全保障政策の根幹

アメリカ以外の国とやっていること

- ・ 外務大臣と防衛大臣が協議をしながら、両国、その相手国との関係、安全保障上の協力を高めていく

- ・ 日本の海上自衛隊と米国以外の海軍との共同演習

「その具体的な議論につきましては、これはまさに、これから自民党と公明党、与党において協議を進めていく、そして、進めていきながら、我々も法制局を中心に検討していく」

集団的自衛権行使の濫用

民主党 岡田克也氏

「日本が集団的自衛権の行使をするとすると、その前段階でのアメリカの武力行使が、正当なる自衛権の行使あるいは正当なる集団的自衛権の行使であるということが大前提になるわけです。その判断は間違いなくできるという自信がおりますか」

安倍総理

集団的自衛権：権利であって義務ではない

行使するには法整備が必要

- ・ できあがる法律である種の歯止めがかかる
- ・ 民主主義国家である日本でどんどん行使をおこなっていくことはおおよそ考えられない

「当然、その中で慎重の上にも慎重な判断を行っていくということになるんだろうと思いますが、いずれにいたしましても、今まさに与党において議論をしているところ」

民主党 岡田克也氏

「総理は私の聞いたことには答えられていないんですが」

例：イラク戦争

アメリカの「大量破壊兵器がある」という説明をうのみにして自衛隊をイラクに出した
→検証をほとんどせずに同調していた

「その前提となるアメリカの行為、武力行使、集団的自衛権の行使、そういうものが国際法上正当なものであるということをみずから確認できるのか、あるいは確認したとして、だから日本はできませんということがはっきり言えるのかどうか」

安倍総理

イラク：集団安全保障の一環として、多国籍軍という形で行われたもの
→このようなケースには参加しない

「あの際にも、累次にわたる国連決議に違反をしたのはイラクでありまして、そして、大量破壊兵器がないということを証明できるチャンスがあるにもかかわらず、それを証明しなかったのはイラクであったということは申し上げておきたい」

判断基準の中心は 「我が国と密接にかかわりがあるかないか」
「我が国の生存にかかわるかどうか」

「正当性があるかないかということについては当然検討していくことはある」

民主党 岡田克也氏

「あるんじゃないくて、そこがポイントですよ。」

違法な武力行使かどうか判断し、ノーと言えるかどうか問題

「集団的自衛権の行使ができる」と言っておいて、後で「できません」と断ったとき、日米同盟は非常に傷つく

「この議論というのは、余り大風呂敷にやるんじゃないくて、しっかりと限定した議論、あるいはできないならできないという議論、それを行うべきだというふうに考えるんですが、そういう基本的スタンスは、総理は共有されますか。」

安倍総理

米国はこうした検討を行うことを積極的に支持、歓迎している。

今年末に新しいガイドラインを作成していく。

日本は何が出来るか、ということの中で決まっていく

→日本ができないことを出来るのではないかとアメリカに錯覚を持たせることは無い

「いずれにいたしましても、現実には即した議論をしっかりと行っていくということにおいては、岡田委員と同じ考えでございます。」

▶結局どういうこと？

アメリカの武力行使の正当性を判断できるか？という点については何も答えていません。

日本も支持していたイラクに対する攻撃の前提が誤っていた、という点についての反省もありません。むしろ無いことを証明できなかったイラクの方が悪いとも言っています。

ちょっと考えれば分かりますが「無い」ということを証明するのはほぼ不可能です。

集団的自衛権行使の限定

民主党 岡田克也氏

石油の供給が制限される = 我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性に含まれる

「ペルシャ湾に機雷が敷設されて日本に石油が入ってこない、そういう場合も、我が国の安全に重大な影響を及ぼすということで、集団的自衛権の行使を考えるということですが、ここまで広げてしまうということについて、問題はないのでしょうか。」

安倍総理

自衛隊の機雷除去 = 「武力行使」に当たり、今の解釈ではできない

例えばこの海峡の機雷を何ヶ国かで除去しようとなったとき

- ・そこを通る船が日本にやってくるのに日本が機雷除去に参加しなくていいのか？
- ・日本にやってくる商船が日本国籍でないときに自衛隊が守ることが出来ないでいいのか？

「それは、例えば、ほかの国々に任せればいいのかということではありますが、そこはしっかりと、やはり真剣にそうした現実と向き合わなければならないのではないのか。まさに、私は、国民の命とそして平和な暮らしに責任を持つ立場から、検討すべきだ、こう判断したところがあります。」

民主党 岡田克也氏

①個別的自衛権(日本が直接攻撃を受ける)と同レベルの厳しさが日本国民の生命財産に及ぶ

→集団的自衛権を限定的に行使

②石油が来ないので国民生活が経済的に大変

→集団的自衛権の行使

②は①と並ぶような事態ではない

「そこまで広げていくことに、私は非常に懸念を覚えるんですが、いかがですか。」

安倍総理

「これも、委員は意図的に議論をすれ違いにさせていると思うんですが、私が申し上げたのは機雷ですよ、機雷。」

「つまり、日本が、戦闘目的として、油のためにいきなりどこかの国に出ていくかのごとくのイメージを植えつけるのはやめていただきたいと思います。」

例えばホルムズ海峡の機雷を除去しようという国際社会の合意ができたとき

・そこを通る多くの船が日本に来るにもかかわらず、それをやらなくていいのか？

ということ以上飛躍するものではない

「不正確な議論をまき散らして、何か危険な議論をしているような不真面目な議論は、私はすべきではないんだろう。これは岡田さんに申し上げているわけではありませんが、そういう議論が間々見られるわけでありますので、それは厳に慎むべきではないか、こういうことを申し上げているところでございます。」

民主党 岡田克也氏

機雷除去＝「武力行使」

自衛隊が機雷除去すれば、相手国に取っては「武力行使」

→反撃することもありうる。そうすればそこで戦闘になる。

「機雷を片づけたらそれで全て終わりということには必ずしもならない、そういう議論をしなければ、私は間違いだと思っんですよ。」

▶結局どういうこと？

安倍首相が機雷除去もしたいんだな、ということはわかります。

そして、岡田氏がいうように「戦闘になってしまうかも」という発想は安倍首相にはありません。むしろそういう議論をすることは安倍首相にとって「不真面目な議論」に見えているようです。

憲法解釈

民主党 大串博志氏

「どうして、どういう理由から、どういう論理構成で、どういうふうな内容で、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許される」との考え方」が「政府の基本的な立場を踏まえた考え方」だと言えるんでしょうか。」

安倍総理

①<昭和47年の答弁>

憲法前文、憲法13条

→『国民の生命あるいは幸福追求権等々においてみずからを守る権利がある』

憲法9条

→『必要最小限度に限られる』

一方

②<芦田修正論>

侵略戦争以外は許される

「憲法の前文あるいは十三条を根拠とする自衛権に我々はこのとっていこうという中において、しかし、その必要最小限に限定されるものの中に集団的自衛権の行使は全て入らないのかどうかという中において、さまざまな事例を挙げさせていただいて、その事例を中心に検討を進めていこうということをお願ひし、そしてまた、法制局を中心に検討を進めていくということになったところでございます。」

民主党 大串博志氏

昭和47年の答弁

『必要最小限度の武力の行使は容認される』

「必要最小限度という中に、これまでは個別的自衛権のみが認められるということだったけれども、これからは一定の限度の集団的自衛権も認められることもあるのではないかと、こういった考え方に基づいて、政府の基本的な立場を踏まえた考え方だというふうにおっしゃっているんじゃないか。」

安倍総理

憲法9条に関する従来の政府見解

文言からすると武力の行使を一切禁じているように見えるが

憲法前文、憲法13条より

→『憲法9条が我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは解されず、そのための必要最小限度の武力の行使は許容される』

報告書

『我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときという限定的な場合に集団的自衛権を行使することは許される』

→先の①からくる論理であり、すなわち「従来の政府の基本的な立場を踏まえた」ということ

民主党 大串博志氏

昭和47年の答弁を踏まえて集団的自衛権行使を可能とする2通りの考え方

A. 必要最小限度の範囲が現在の安保環境を踏まえて変わった

B. 国民の安心と安全を揺るがすような事態なので、それは自衛権行使の第一要件を満たしていると考え

「どちらの方向を念頭に置かれているのか、お聞かせいただけたらと思います。」

安倍総理

「今挙げられた二つのうちどちらかというよりも」

安全保障環境が大きく変わった

- ・ 瞬時に、前ぶれなく脅威は国境を越えていくという状況
- ・ 米国、中国を初めとしたパワーバランスが大きく変わってきているという状況
- ・ 世界どの国も一国のみで自国の安全を守ることができないという状況

(前提) 地域や世界の安定にお互い協力をし合っていく

「そうした大きな状況の変化の中において、いわば必要最小限というのは何かということを検討していく必要があるだろう」

民主党 大串博志氏

今の政府解釈

『自衛権の第一要件、我が国に対する攻撃でないから集団的自衛権はだめ』

「これを乗り越えようとする、相当に質的に違った判断を憲法解釈の変更としてやっていくことになる。」

会見での2つの事例

①米国の船に日本人が乗せてもらって避難しているとき、攻撃を受けても守れない

②PKOのときNGOとして来ている日本人を守れない

「これは本当に、相当な確度をもって起こるんだ、だから絶対に憲法解釈変更もやらなきゃならないんだということを確証を持って言える根拠はありますか。」

安倍総理

②カンボジアで中田さんと文民警察官が亡くなっている

①海外には1800万人が出かけている

→その地域で事態が起こるということはある

(「艦船が民間人を運ばない」というヤジに対して)

「そんなことはありません。何らかの船に乗って逃げてくるのは当然のことでありまして、その中において何らかの事態があり得ないというのは、それは全く、いわば現実から目を背けているダチョウの論理に近いわけでありまして、起こってもらいたくない論理は目を背けるということでありまして。」

安倍総理

艦船で日本の避難民が避難したケースがある

「今、どこかということをおっしゃられたわけではありますが、外務大臣からそれは答弁させたい」

2011年リビアの情勢悪化時、以下のもので日本人が移動した

- ・スペインの軍用機
- ・アメリカのチャーターしたチャーター船

民主党 大串博志氏

「私は、例があるかどうかを聞いたわけじゃないんです、総理。しっかり質問を聞いてください。」

「可能性が大きいということをどうやって総理自身が説明するんですか」

安倍総理

「根拠というのは、まだ起こっていない事態ではありますが起こり得る、その起こり得るかもしれないということについて、それは絶対にあり得ないということ、大串さん、言い切れるんですか。私は、それは極めて政治家として無責任な態度だと言わざるを得ない。そういう事態にしっかりと我々は対応する、その法的な根拠をつくっておく必要があるんだろう、こういうことを申し上げている」

▶ 結局どうということ？

憲法解釈の変更という大きな話をするときに出した事例の起こる可能性が高いことを説明できるのか？と問われれば、「絶対ないと言い切れるのか？」と逆切れして終わりです。

自衛権発動の三要件

民主党 長妻昭氏

自衛権発動の三要件

- ・ 我が国に対する急迫不正の侵害
- ・ 他にとるべき手段がない
- ・ 必要最小限

「この三つの自衛権発動の三要素自体も変えるのか、あるいはそれに文言をさらにつけ加えるのか、あるいはこの三要件の要件は変えないでこれも解釈で見ていくのか、これはどういうお考えでございますか。」

安倍総理

「私は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるという限定的な場合に集団的自衛権を行使することは許されるという安保法制懇の考え方について、さらに研究をするように指示をしたところ」

与党で協議→法制局を中心に検討

民主党 長妻昭氏

「今の自衛権の三要素にそのまま行くわけではない、こういう理解でよろしいですか。」

安倍総理

国際情勢が大きく変わっている

→どの国も一国のみで自国の平和を守ることができない

→我が国においては、日米同盟が極めて死活的に重要な同盟関係と言ってもいい

「そうした情勢の変化の中において、今申し上げましたように、安保法制懇から出された報告書について、自民党と公明党、与党において協議をしているということをございまして、委員の御指摘になった点も含めて協議をしていくということになるうと思います。」

民主党 長妻昭氏

「我が国に重大な影響ということもおっしゃられましたので、恐らく、我が国に対する急迫不正の侵害だけであると当然これは幅広に読めないで、いろいろ研究をされているということだと思います。」

▶結局どうということ？

検討中ってことです。

他の答弁でも「検討中」ってたくさんありました。閣議決定後に私はこれを書いています
が、与党協議でこういったことは本当に検討されたのでしょうか？

なぜ憲法改正しない？

民主党 長妻昭氏

憲法改正手続の法案が来月、成立するというタイミング

「総理はこういうタイミングで正式な憲法改正の手続をされないというのは、理由は何なんですか。」

安倍総理

▼憲法改正の手続法が進んでいる

→しっかりと憲法を議論していく基盤が整いつつある

→憲法改正の是非について国民的な議論が深まっていくことが期待される

▼他方我が国を取り巻く安全保障環境が大きく変化している

→北朝鮮のミサイルは我が国全体を射程に入れている

→力を背景とした現状変更の試みが繰り返されている

▼私は、国民の命、平和な暮らしを守る責任を負っている

▼「近隣国から逃げてこようとする邦人の乗った外国の船を自衛隊が守れなくてよいか？」

という課題に正面から向き合うことは国民の命を守る私に課せられた使命

▼集団的自衛権の解釈変更だけでなく、以下の検討も必要

・PKO活動における武器の使用の基準等々

・いわゆるグレーゾーンについて

▼それをシームレスに検討していく中で憲法との関係も整理していくことが必要

民主党 長妻昭氏

「今、長く御答弁されたんですが、なぜ、憲法改正の手続がもうできたのに、来月できるのに、それにのっとらないのかということについての御答弁はなかったというふうに承知しております。」

▶ 結局どういうこと？

よくわかりませんね。

この後、長妻氏がしばらく自分の考えを述べた後で別な質問になってしまいます。

これで議論なのか??

国際情勢の認識

維新の会 小沢鋭仁氏

「一九四六年の憲法制定時、米ソのまさに冷戦構造時、それに比べて今日をどのように認識されているか、お尋ねを申し上げます。」

安倍総理

▼国際情勢は大きく変わった

- ・ 米国、中国のパワーバランスにも変化が出てきた

▼日本を守る抑止力

- ・ 自衛隊24万、米軍5万
- ・ この2つで我が国、地域の平和と安定が守られている

▼北朝鮮との関係

- ・ 北朝鮮のミサイルは日本を射程に入れている
- ・ 外交努力（日朝局長級の協議の行方を注視・期待）

→切れ目のない、シームレスな対応ができなければ国民の安全を守ることができない

→一国のみでその国の安全を守ることができない

「今までの憲法の解釈でいいのか、あるいはまた、国際貢献する上において、今までのPKO活動の武器の使用の範囲でいいのかどうかということも含めて、安保法制懇で議論をしている」

「憲法解釈の適正化」

維新の会 小沢鋭仁氏

維新の会でいう「憲法解釈の適正化」とは憲法解釈を柔軟に行うこと

『憲法の変遷』という憲法学説

「憲法というのは、一般に、世界各国、やはり抽象的なものが多いので、時代の変化に合わせてその解釈を変えていくということは十分にあり得る」

「総理の御見解をお聞かせいただきたいと思います。」

安倍総理

安保法制懇の報告

『我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときという限定的な場合に集団的自衛権を行使することは、従来の政府の憲法解釈に言う必要最小限度の中に含まれる』

→さらに研究を進めていく

『必要最小限度』は個別的自衛権・集団的自衛権の両方にかかっている

維新の会 小沢鋭仁氏

「憲法解釈の適正化というようなコンセプトを使わないと、今までの憲法解釈が間違っていたということになりかねない」

「憲法解釈の適正化」の考え方ならば

『今までの憲法解釈も、そのときの時代情勢においてはよかったけれども、今日においては適していない』と考えられる

諸外国では憲法解釈を憲法裁判所がおこなうのが普通

→日本でも憲法裁判所を作る（=憲法改正になるので困難）

→最高裁に憲法部のようなものを作って司法をもっと関与させたらいいのではないか？

安倍総理

「議員からの御提案は、非常に大きな問題であり、各党各会派で広く御議論をいただいた上、国民的な議論を深めていくことが必要と考えております。」

維新の会 小沢鋭仁氏

「全く反対ということではない、こういうことでしょうか。」

安倍総理

「これは大変大きな問題であり、今これがそうだということについて、例えば、我が党、与党で方向性が決まっているわけではございません。まさにこれは国民的な議論を深めていく必要があるだろう、このように考えております。」

限定容認論

維新の会 小沢鋭仁氏

「総理、我が党は、この限定的な、ここの部分を議論することが大事だ、こう言っているわけです。自民党はまだ出していないんですね。どうでしょう。」

安倍総理

▼安保法制懇から2つの考え方が示された

- ① 芦田修正を根拠に侵略戦争以外のものは認められる
- ② 必要最小限度の中において集団的自衛権についても検討すべき

このうち②を取る

▼『集団安全保障』の中で武力行使を目的とした戦闘に自衛隊が参加することは考えられない

▼『個別的自衛権』において海外派兵は自衛のための最小限度を超えるので憲法上許されない

→仮に『集団的自衛権』の行使が認められるとしても同様の制約がかかることは当然

「シーレーンにおける機雷の掃海や船舶の護衛といった事例については検討していく必要が考えられますが、海外派兵は一般には許されるものではないというふうに考えている」

安保法制懇報告

→憲法解釈そのものには制限がない、集団安全保障における実力行使は、国際法に沿ったものであればそれは全て可能

「総理は、そこに歯どめをかける、こういうお考えなんですか。」

安倍総理

安保法制懇報告

→国連の集団安全保障措置への参加(国際法上合法)には憲法上の制約はない

▶政府はそれを採用しない

維新の会 小沢鋭仁氏

安保法制懇報告→国際法上の考え方

「総理が政府としてとらないというのは、九条があるからですか。その根拠をちょっと教えていただきたいと思います。」

安倍総理

9条との関係で、いままで以下のような答弁を積み重ねてきた

- ・ 集団安全保障の中においても、武力行使を目的として参加することはできない
- ・ 自明の理である

武力行使との一体化論

維新の会 小沢鋭仁氏

「いわゆる水を供与するとか、そういう後方支援をどこまでやれるのかという話は、極めて具体的な問題だし、日本が国際社会の中で生きていく上で大変重要な問題だと思いますが、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。」

安倍総理

我が国による後方支援が他国の軍隊の武力の行使と一体化しないことを制度的に担保する

→個別の法律において、非戦闘地域や後方地域といった仕組みを採用

一方

・国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が一致団結して対応するときに、自衛隊が幅広い後方支援活動等で十分に貢献できるような法整備をすることが必要

・後方支援活動を今まで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の安全の確保の観点からも重要

「従来から政府が示してきた判断基準をより精緻なものとして、そして、具体的に何が武力の行使と一体化する行為なのかを明確にすることは、今後の検討課題の一つ」

非戦闘地域、後方地域という概念には様々な議論がある

→この点も含めた検討が必要

「いずれにいたしましても、今後、与党においてしっかりと協議をしていただきたいと思えます。」

抑止力

みんなの党 浅尾慶一郎氏

大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散、高度化、小型化

「この集団的自衛権の行使を容認することによって、こうした大量破壊兵器及びその運搬手段に対する対応策として、どう我が国の抑止力が向上するんでしょうか。」

安倍総理

例：北朝鮮（既に大量破壊兵器とその運搬手段を保有）

→日本はミサイル防衛で迎撃態勢を作っている

→日米で連携

日本のイージス艦と米国のイージス艦が緊密な連携を取れるようにしていく

=日本への攻撃に日米が共同で対処することが明確になっていく

「それは当然、抑止力は高まっていくということになるのではないかと、このように思います。」

みんなの党 浅尾慶一郎氏

実際に集団的自衛権ないしは個別的自衛権が行使された事例

- ・ 9.11後のアフガニスタン戦争
 - アメリカが個別的自衛権を行使
 - NATO及びオーストラリア等々がそれに呼応して集団的自衛権を行使
- ・ 湾岸戦争やイラク
 - 集団安全保障

「今後、集団的自衛権の行使が認められるようになった場合に、アフガニスタンのような事例があったときに対応が変わるのか変わらないのか、変わるとしたらどういう部分で変わるのかというのを伺いたいと思います。」

安倍総理

現在の政府による個別的自衛権の憲法解釈

『武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない』

「シーレーンにおける機雷の掃海や船舶の護衛といった事例については検討していく必要があると考えられますが、海外派兵は一般には許されるものではないと考えているところでございます。」

みんなの党 浅尾慶一郎氏

- ・ 湾岸戦争 → お金を出した、戦後機雷の除去をした
- ・ アフガニスタン戦争 → インド洋で給油した
- ・ イラク → 陸上自衛隊と航空自衛隊が行った

「それは、何らかの活動をした方が国際社会における日本のいろいろな外交上のメリットもあるからということでしょうし、国際社会から恩恵を受けております」

アフガニスタンではアメリカから負傷をした兵隊の輸送を要請されたこともある

→ こういった要請に応える為に今の解釈を変えるんだと正面切って説明した方が

「正面からどこに課題があるのかということをつ捉えたことになるんじゃないかと私は思いますが、総理としてどう考えられますか。」

安倍総理

● 後方支援活動等を今まで以上に支障なくできるようにすること

→ 我が国の安全の確保の観点からも重要

→ 自衛隊と例えば米軍の連携強化、ひいては日米同盟の強化にも資する

- ・ 具体的に何が武力の行使と一体化する行為なのか？
- ・ 非戦闘地域、後方地域という概念

「いずれにせよ、そうしたことについても検討していく必要があるのではないかというふうには私は考えているわけでありまして、現在、与党協議が進められているわけでありまして、この検討結果を待ちながら、政府としても、法制局を中心に検討を進めていきたいと思っております。」

これまでの解釈

結いの党 江田憲司氏

「これまでの公権解釈はやはりなるべくなら尊重すべきだ、最大限尊重すべきだというお考えなのかどうかというのを確認したいと思います。」

安倍総理

安全保障環境が変わっていく中

「その中で苦勞しながら安全保障の法体系を構築してきた、その中において、例えば憲法の解釈についても法制局を中心に解釈を重ねてきた、このように認識をしております。」

結いの党 江田憲司氏

「それは尊重されるんですか、この議論の前提として。」

安倍総理

安保法制懇の2つの考え方

①「芦田修正論」

→いわゆる侵略戦争以外については許される、集団的自衛権の行使についても基本的にフルに許される。国際法上合法とされた集団安全保障上の行為については許される。

②「昭和47年答弁」

→憲法前文と13条を根拠として必要最小限度の自衛権の行使は許される

「この四十七年答弁の基本的な考え方は我々踏襲をしているわけですが、そこで、しかし、集団的自衛権については、この必要最小限度全てから外れるという考え方で果たして日本の国民の命と平和な暮らしを守ることができるかどうかという観点から検討を進めているところであります。」

結いの党 江田憲司氏

「これまでの自衛隊の海外派遣について、今までの公権解釈が憲法上の歯どめになってきたという現実というか事実はお認めになりますね。」

安倍総理

いわゆる「歯止め論」

→国会がその機能を果たしていく

→民主主義国家として国のリーダーは国益のために合理的な判断を下す

そして国会の議決等々がいわば法的に仕組みとして組み込まれている

→憲法と関わりのあるものもある

→日本人の平和な暮らしと幸せを祈ってつくられた

「その中で、我々政府としては何をなすべきかということを考えていくべきではないか、こう考えているところであります。」

結いの党 江田憲司氏

「そういう一般論は私も否定はしませんけれども、私も、政権の中にいて、この公権解釈が事実上、これは現実問題として歯どめになってきたことは誰にも否定できない事実だと思いますね。だからこそ、非戦闘地域だとか後方支援だとか武力行使一体化論とか、そういったものが編み出されてきたと私は認識していますから。」

「これから議論するに当たっての土台を共通化したいということでお聞きしただけなんです。」

限定容認

結いの党 江田憲司氏

「集団的自衛権はあくまでも限定容認であって全面容認はされないということ、それで結構ですね。」

安倍総理

「政府の見解として、自衛権自体に制限がかかっているわけでございます。個別的自衛権にもかかっているわけでありますから、当然、これは集団的自衛権にもその制限はかかっている。」

一般論としての海外派兵

- 個別的自衛権においてはできない
- 集団的自衛権にも当然その制限はかかる

集団安全保障

- 武力行使を目的とした戦闘行為（イラク戦争、湾岸戦争等）には参加をしない

結いの党 江田憲司氏

「要は、全面容認は今の憲法からは許されないから、全面容認はしないということでもいいんですねと、確認だけなので、イエスかノーかをお願いします。」

安倍総理

「ですから、制限容認であります。制限の容認ということであります。」

事例

結いの党 江田憲司氏

憲法改正にも匹敵するような解釈の変更をするならば

→安全保障上の

- ・ 現実に起こり得る
- ・ 本当に死活的に重要なケース
- ・ それが従来の解釈では読み込めず、集団的自衛権に踏み込んで限定容認と言わないと説明できない

ということを拳証する重い責任が変えようとする側にある

「そういった基本的な考えで、今、与党の中でも、我々もそうなんですけれども、安保法制懇が十五事例を出され、そして、具体的事例に即して検討されているという理解でよろしゅうございますか。」

安倍総理

「そのとおりでございます。」

結いの党 江田憲司氏

「なるべくなら今までの公権解釈の範囲内で、具体的な軍事のオペレーションであるとか武器技術の進展に応じて、そういった範囲内で読み込めるのであればそれにこしたことはないという立場で、これからそういう具体的事例はなるべく見ていこうと思うんです。そういう姿勢に対しては、安倍総理、どうお考えになりますか。」

安倍総理

15事例はあり得る事例

→検討していく必要がある

→法的な整備が必要であれば整備、憲法との関係において解釈の変更が必要であれば検討

「当然、こうした検討を行っていくことによって、よりこれは抑止力は高まっていく、こう考えているわけでございます。」

結いの党 江田憲司氏

安保法制懇の報告書に

「個別的自衛権の範囲を拡大するとか解釈を適正化するのが国際法違反のおそれがある」と書いてあるが

国際法の義務は「国連報告」（国連憲章51条「自衛権の行使をしたときは報告しろ」）

「個別的自衛権の解釈を多少適正化するというか延長して、一部集団的自衛権の限定容認まで踏み込んだという評価をされたとしても、それは国際法上何ら違反じゃないでしょう。」

安倍総理

アフガン戦争時、NATOは集団的自衛権を行使して参加した

→もし個別的自衛権の行使と言っていたら非常識

「国際法上の概念からこれは非合法かどうか、それは安保法制懇の報告書でありますから、私はそこに対するコメントはいたしません。しかし、国際法上の集団的自衛権の行使なのか、あるいは個別的自衛権の行使なのかということについての、これは当然整理はなされるべきだろう、このように思います。」

結いの党 江田憲司氏

「国際法違反だなんというばかなことは、絶対、それは法制懇はもうしようがないですけども、言わないでいただきたい。」

個別的自衛権の解釈適正化でできる

例) 邦人輸送の米艦防護

米艦＝外国

→外国の邦人保護、救出について、その同意があれば救出できる

→警察権の行使ということで防護する、護衛をする

例) シーレーン防衛

機雷の敷設＝武力行使

→日本船籍のタンカーが数%でもいればそれに対する武力攻撃、

少なくとも武力行使の着手と見て、個別的自衛権を行使

→危険物の除去ということで警察権を行使

といったロジックも成り立つ

安倍総理

「どこまでいっても、警察権というの、これも国際的にも驚かれる議論になるわけでありまして、それはまさに、国際社会における常識という中において、国際法、あるいは法的な枠組みの中において考えていくべきものでもあろう」

機雷の除去は国際法上武力行使

「そこで現在はそれはできないということになっている中において、今までの解釈の中でも延長線上でできるということではない」

結いの党 江田憲司氏

「従来はそうですけれども、それは私はできると思います。」
「安全保障上の要請も大事だ、憲法の今までの公権解釈も大事だ、その中でやはり為政者というのはしっかりと総合判断して、どこに落ちつかせるかという議論をしなければいけません、こういうことを私は申し上げているわけです。」

自衛隊派兵時の歯止め

共産党 志位和夫氏

集団的自衛権の行使とは

「日本に対する武力攻撃がなくとも、他国のために武力の行使をすること」

憲法九条のもとで自衛隊に許されている武力の行使

「我が国自身が外部から武力攻撃を受けた場合における必要最小限の実力の行使だけ」

2001年アフガニスタン戦争

2003年イラク戦争

自衛隊派兵の特別措置法では2つの歯止めが明記されている

- ・ 武力行使をしてはならない
- ・ 戦闘地域に行ってはならない

「これが、集団的自衛権が行使できるとなれば、どうなるか。アフガン戦争、イラク戦争のような戦争が起こり、それに協力する場合に、これまでであった、武力行使はしてはならない、戦闘地域に行ってはならない、この二つの歯どめはなくなってしまうんじゃないでしょうか。」

安倍総理

「集団安全保障の中におけるイラク戦争あるいは湾岸戦争のような中において、武力行使を目的として戦闘行為に参加することは検討しないということは、明確に申し上げたとおりでございます。」

個別的自衛権

→一般的に自衛隊を海外に派兵するということは許されないという制限がかかっている

→当然、集団的自衛権にもその制限がかかる

「アフガン戦争において、いわば武力行使を目的として戦闘に米軍とともに参加するということは、もし、今全く同じ事態が起こり、そしてかつ、我々が解釈を変更したとしても、それは無いということははっきりと申し上げておきたいと思えます。」

共産党 志位和夫氏

「集団的自衛権が行使できるようになったら、この二つの歯どめ、武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならない、これがなくなってしまうのではないかと聞いたわけですが、これに対する答弁は今ありませんでした。武力行使を目的とした戦闘に参加することはないということを繰り返されましたが、武力行使をしないとはおっしゃいませんでした。」

共産党 志位和夫氏

米国のブッシュ大統領の特別補佐官を務めたマイケル・グリーン氏

イラク戦争当時、米国のパウエル国務長官の首席補佐官だったローレンス・ウィルカーソン氏

この2人が

「日本が集団的自衛権の行使ができれば、米軍の軍事的支援のために、日本に二つの部隊の参戦を要求していただろう」と言明している

「総理に重ねて聞きます。今度はきちんと答えてください。

集団的自衛権の行使ができるとなれば、アフガン戦争、イラク戦争のような場合に、これまであった、武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならない、この二つの歯どめはどうなるんですか。残すのか、残さないのか、端的に答えてください。」

安倍総理

「我々は、安保法制懇の報告書の中から、いわゆる芦田修正論はとらないということを明確に申し上げているわけでございます。」

昭和47年答弁「自衛権は必要最小限度に限られる」

個別的自衛権にかかる「必要最小限」は集団的自衛権においてもかかる

「海外に派兵をして、いわば武力行使を目的として戦闘に自衛隊が参加することはないわけでありますから、当然、今言った意味においての歯どめがかかっているということであります。これは、アフガン戦争においてもそうですし、イラク戦争、湾岸戦争は、いわば集団安全保障活動の中での行為でありますが、それはない、武力行使を目的とした戦闘行動に参加することはないということは明言をしておきたいと思えます。」

共産党 志位和夫氏

「私が聞いたのは、何度も聞いたんですが、武力の行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという歯どめを残すのか、残さないのかと聞いたわけではありますが、残すとは言われませんでした。武力行使を目的にした活動はやらないと繰り返されました。そして、武力行使をやらないとは言いませんでした。」

米軍などへの補給、輸送、医療などの兵たん活動、後方支援など

→戦闘地域に行ってもやってはならない

戦闘行為でない後方支援であっても、戦闘地域でおこなえば相手からの攻撃を招く

=それに応戦し、結局は、九条が禁止する武力の行使をすることになる

だからこそ「非戦闘地域」という歯止めをもうけている

「アフガン戦争、イラク戦争のような場合に、政府みずからがつくった歯どめ、自衛隊は、どんな活動であれ、戦闘地域に行ってはならないという歯どめを残すんですか、残さないんですか。」

安倍総理

我が国による後方支援

「非戦闘地域」や「後方地域」といった仕組み

＝我が国による後方支援が他国の軍隊の武力の行使と一体化することがないことを制度的に担保するための一つの仕組み

今後の検討課題)

- ・従来から政府が示してきた判断基準をより精緻なものとして、具体的に何が武力の行使と一体化する行為なのかを明確にする

- ・非戦闘地域、後方地域という概念

「そうしたことも含めて、現在、与党において議論がなされているところでございます。この結論が出ていく中において、政府としても、法制局を中心に検討を進めていく考えでございます。」

共産党 志位和夫氏

「総理は、聞かれたことにまた答えていないんですよ。」

私が聞いたのは、自衛隊は、どんな活動であれ、戦闘地域に行ってはならないという歯どめを残すのか、残さないのか、これを聞いたわけです。今読み上げましたけれども、検討するというようなことを言われたけれども、残すとはっきり言わない。残すのか、残さないのかを聞いているんです。

もう一回、答弁してください。」

安倍総理

「今御指摘になった非戦闘地域あるいは後方地域という概念についても、いろいろな御議論がございましたので、こうした概念も含めて、与党において御協議をいただきたいということでございます。」

共産党 志位和夫氏

「私が再三聞いても、残すとは言わなかった、歯どめを残すと言わなかった。」

2001年アフガン戦争

NATOは米国の要請に応じて集団的自衛権を発動し参戦

自衛隊派兵のテロ特措法の審議中にNATOとの違いを問われたとき

小泉首相

「武力行使はしないんです、戦場には出ないんです、戦闘行為には参加しないんです、明らかに違うんです。戦場に行かない、これが一番の違い」

福田官房長官

「NATOとの決定的な違いは戦闘地域に行かないこと」

「自衛隊はどんな活動であれ戦闘地域に行ってはならないという歯どめを外してしまったら、アフガン戦争に参戦したNATO諸国と同じになっちゃうんじゃないですか、どうですか。」

安倍総理

「アフガン戦争に参加したいわばNATO軍においては、まさに集団的自衛権の行使として、武力の行使を目的として戦闘に参加をしているわけでございます。これはできない。これが決定的な違いと言ってもいいんだらうと思います。」

共産党 志位和夫氏

アフガン戦争に際して、NATOの諸国が集団的自衛権の発動として決定した八分野の支援は兵たん活動、後方支援ばかり

- ・ 燃料補給
- ・ 空港、港湾の使用許可
- ・ 米国施設などの保安強化
- ・ 地中海東部への艦艇の派遣
- ・ 早期警戒機AWACSの派遣
- ・ 加盟国の領空通過許可
- ・ NATO責任地域への人員、装備の補充
- ・ テロに関する情報の協力強化、テロの脅威にさらされた関係国支援

にもかかわらず、犠牲者は米軍を除くNATO諸国で21ヶ国1031人

「なぜ、自衛隊から犠牲者が出なかったにもかかわらず、多くのNATO諸国で犠牲者が出たか。それは、NATO諸国には、日本のような、武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという歯どめがなかったからですよ。」

共産党 志位和夫氏

「この歯どめ抜きに米国の戦争に参戦すれば、それがたとえこのような兵たん活動、これから開始されたとしても、相手側の攻撃の対象となって、戦闘に巻き込まれます。戦争の泥沼に抜き差しならない形ではまり込んでしまう。こうしてNATO諸国でも多数の国から犠牲者が出ることになったのであります。」

安倍首相の著書「この国を守る決意」より

「軍事同盟というのは“血の同盟”です。」

「しかし今の憲法解釈のもとでは、日本の自衛隊は、少なくともアメリカが攻撃されたときに血を流すことはないわけです。」

と述べて集団的自衛権の行使の必要性を説いている

「総理、集団的自衛権の行使とは、端的に言えば、アメリカの戦争のために日本の若者の血を流すということですね。いかがですか。」

安倍総理

「それは明確に違うということは申し上げておきたい、このように思います。」

→制限的な中において集団的自衛権の行使を可能にするか判断

- ・我が国に大きな影響を及ぼす
- ・国民の生命あるいは国の存立に影響する

等々勘案

「アメリカのために、要請されれば直ちに集団的自衛権を行使するというものでは全くないということは申し上げておきたいと思います。」

▶ 結局どうということ？

同じ母国語の人でも、ここまで議論が噛み合わないことがあるんですねえ。

志位氏の問いは1つ

アフガン、イラクへ自衛隊派兵した際の特措法にある2つの歯止め

- ① 武力行使をしてはならない
- ② 戦闘地域に行ってはならない

は残るのか否か？です。

これに対して

安倍首相は「武力行使を目的として戦闘行為に参加しない」と答えます。

しかし、現に自衛隊は海外へ出ており、そのときに先の①②の歯止めがかかっています。戦闘行為への参加の有無ではなく、何かしらで自衛隊が海外へ出るときに①②の歯止めがかかるのか？というのを問うているのです。

NATOとの比較で②の歯止めが自衛隊から犠牲者が出るのを防いだのだ、という話の後も、②に関する「非戦闘地域」を再検討する、と答えるのみです。

最後の「アメリカの戦争の為に日本の若者の血を流すのか？」に対する答えも「それは明確に違う」と言った後の論理が全く説明になっていません。